

「知的障害の重度障害についての3つの定義」

社会福祉法人つかさ会
理事長 志賀正幸

「知的障害の重度障害者についての3つの定義」

- 知的障害における重度障害者とは
- 障害者雇用における重度障害者とは
- 就労継続支援事業（A型・B型）における重度障害者とは

療育手帳制度における重度障害とは 厚生労働省「療育手帳制度の概要」より

障害の程度及び判定基準

重度（A）とそれ以外（B）に区分

○重度（A）の基準

①知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当する者

○食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とする。

○異食、興奮などの問題行動を有する。

②知能指数が概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者

療育手帳の交付者数

厚生労働省「療育手帳制度の概要」より

交付者数（平成30年度末現在）

1,115,962人

（重度（A）：413,610人、それ以外（B）：702,352人）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」

第二条

五 **重度知的障害者** 知的障害者のうち、知的障害の程度が重い者であつて**厚生労働省令で定めるもの**をいう。

→ 療育手帳「A」判定

※ 短時間労働者は、1人を0.5人としてカウント

※ 重度身体障害者、**重度知的障害者は1人を2人としてカウント**

→ ダブルカウント

短時間重度身体障害者、**重度知的障害者は1人としてカウント**

就労継続支援事業（A型・B型）における重度障害者とは

<障害福祉サービス報酬>

○重度者支援体制加算

障害基礎年金1級受給者の割合

50% 56単位 25% 28単位 (定員20名の場合)

日本知的障害者生産活動・就労支援部会緊急調査 (2020年)

障害基礎年金1級受給者 **20.6%**

全国知的障害児者施設・事業実態調査報告書 (2019年)

療育手帳「A」判定者 **30.3%**

知的障害における重度障害の矛盾

	療育手帳	障害者雇用 納付金制度	就労継続支援 A型・B型
療育手帳「A」 年金無受給	重度障害	重度障害	重度障害以外
療育手帳「A」 年金1級受給	重度障害	重度障害	重度障害
療育手帳「A」 年金2級受給	重度障害	重度障害	重度障害以外
療育手帳A以外 年金無受給	重度障害以外	重度障害以外	重度障害以外
療育手帳A以外 年金1級受給	重度障害以外	重度障害以外	重度障害
療育手帳A以外 年金2級受給	重度障害以外	重度障害以外	重度障害以外